

<ニコニコ委員会>

安藤志子会員

川崎稲生R C名誉会員遠藤光男様→「チャーターメンバーの一人として、当クラブで卓話をさせていたいただきますことを大変光栄に存じております」。川崎麻生R C親松明様→「お世話になります。会長幹事1年間ご苦勞様でした」。鈴木会長→「遠藤先生、卓話ありがとうございました」。小塚会員→「俊輔ゴール、よくやった!! でも負けたらダメ、脱力感、ねむ〜い」。岡村会員→「遠藤光男様をお迎えして」。岡山会員→「財団寄附のクラブ目標達成いたしました。ご協力感謝いたします」。岡本会員→「愛のかなかわ県民債残り少なくなってきました。もしよろしければ・・・」。以下、感謝をこめてニコニコへ。中島会員、野島会員、服部会員、佐々木会員、大矢会員、安藤登会員、安倍会員、玉井会員、尾崎会員、内藤会員、安藤亨会員、鴨志田進会員、渡邊会員、井上会員、結城会員、北島会員、箕輪会員、中村会員、安藤志子会員。

<出席委員会報告>

箕輪委員長

	会員	出席	欠席	メイク	出席率
第1355回	45	32	13		71.11%
第1354回	45	33	12	8	91.11%

<ニコニコ・財団・米山委員会報告>

	今回	累計
ニコニコ	27件 31,000円	1111件 1,264,091円
財団	0件 0円	60件 562,100円
米山	0件 0円	81件 1,022,000円
ベネフィット	0件 0円	2件 224,000円

本日のプログラム

<卓話者の紹介>

岡村会員

今回、卓話をしていたたいたは弁護士の遠藤光男様です。天上人のような方をご紹介させていただくのは大変光栄に思っております。遠藤さんはチャーターメンバーでありまして、事情で百合丘R Cから稲尾R Cへと移られたあと最高裁判事になられました。日本に15人しかいない法曹界の最高の職位ですが、その際は百合丘R Cもさっそく訪問させていたいただきました。6年間任期を全うされ、その後、勲一等瑞宝章を受けました。過去・現在の日本のロータリアンの中でも勲一等をもらった方は数えるほどしかいないと思います。名譽ある方で我がクラブにとって誇りです。今日は先生のお話をゆっくりうかがいたいと思います。それではよろしくお願いたしました。

裁判員制度について

川崎稲生R C名誉会員 弁護士 遠藤光男様

当クラブのチャーターメンバーの一人でありながら、諸般の事情(司法研修所教官就任等の事情)により、入会後まもなくして当クラブを退会してしまった私に對し、卓話の機会を与えてくださったことを心から感謝申し上げます。本日は、あと3年足らずの間を実施されようとしている裁判員制度についてお話ししてみたいと思います。

百年に一度といわれる司法制度改革実現のため設けられた司法制度改革審議会は、平成13年6月、一定の重大な刑事裁判手続につき、広く国民の声を反映させるべきであるとの提言をなすに至りました。

ご承知のとおり欧米先進諸国においては、つとに陪審制度(裁判官から独立した陪審員団が有罪・無罪を評決する制度)や参審制度(裁判官と参審員が一つの合議体を構成し、参審員の意見を裁判に反映させる制度)が採用され、幅広く国民の声を裁判に反映させる制度が確立してまいりましたが、我が国においては昭和初期の一時期採用されていた陪審制度が実質上失敗に終わったこともあり、裁判手続は久きにわたり職業裁判官の手

のみに委ねられてきたからです。

そこで、この提言を受け具体的にどのような国民の声を裁判に反映させるべきか、国会及び法曹界を通じてその制度設計につき幅広く議論されてまいりましたが、平成16年5月28日に制定された、いわゆる裁判員法(裁判員の参加する刑事裁判に関する法律)は、アメリカ型の陪審制度ではなく、ヨーロッパ型の参審制度に近い裁判員制度を採用し、遅くとも平成21年5月までの間にこの制度をスタートさせることとしたのです。

この制度の特色は殺人事件など一定の重大な刑事事件を対象として、一般市民を代表する裁判員が裁判官と一緒に同一の合議体を構成し、事実確定(有罪か無罪か)を評決し、更には有罪とされた場合、どのような刑に服させるかを決めることとしたところにあります。合議体は、原則として裁判官3人、裁判員6人で構成されますが、その評議権は、原則としてすべて平等とされています。

裁判員は、直接法廷に出廷し、各種の証拠(証人尋問や被告人本人尋問、書証など)を検討しながら、その意見を述べてもらうことになるわけですが、素人である裁判員が裁判に関与したとしても、到底責任ある対応をすることができるとはならないとの意見があるかもしれないませんが、法令の解釈や訴訟手続上の問題点に関する判断は裁判官の専権事項とされており、裁判員の皆さん方には決して難しい法律上の意見を述べるのが期待されているわけではなく、事実認定に限りごく素朴な意見を自由闊達に述べてもらいさえすれば良いのです。なお、裁判員の皆さん方の負担をできるだけ軽減するため、これらの事件については公判前の争点整理手続を採用し、集中審理方式をとることになっています。裁判員の選出は選挙人名簿の中からくじで選定されることになっていますが、よほどの特段の事情がない限り、これを辞退することが許されないことになっていますので、是非ともこの制度を乗り多めるとするようご協力ください。

